

佐賀市告示第130号

佐賀市市税条例（平成17年佐賀市条例第57号）第7条第1項の規定に基づき、平成28年5月26日付け佐賀市告示第92号において別に佐賀市告示で定めるとされている期日は、法人の市民税及び市たばこ税（佐賀市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年佐賀市条例第19号）附則第5条の規定により課するものに限る。）に関するものを除き、次に掲げるとおりとする。

平成28年8月30日

佐賀市長 秀 島 敏 行



- 1 申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（2及び3に掲げるものを除く。）のうち、その期限が平成28年4月14日から平成28年9月29日までの間に到来するもの
平成28年9月30日
- 2 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期限
 - (1) 平成28年度第1期 平成28年9月30日
 - (2) 平成28年度第2期 平成28年10月31日
 - (3) 平成28年度第3期 平成28年12月28日
 - (4) 平成28年度第4期 平成29年2月28日
- 3 固定資産税及び都市計画税の納期限
 - (1) 平成28年度第1期 平成28年9月30日
 - (2) 平成28年度第2期 平成28年11月30日
 - (3) 平成28年度第3期 平成29年1月31日
 - (4) 平成28年度第4期 平成29年2月28日